

差分計量の概要

- ・ 従来、同一発電場所に「FIT制度に基づく発電設備」と「その他の発電設備」が併存する場合、FIT制度に基づく買取量（逆潮流量）を正確に把握するため、再エネ特措法施行規則により、その他の発電設備から当社の系統に逆潮流することはできませんでした。
- ・ 本年11月以降、順次、FIT制度による買取期間が満了することを契機に、「FIT制度に基づく発電設備」と「その他の発電設備」からの逆潮流を区分して計量する「差分計量」方式^{*}の導入について国の委員会で整理され、再エネ特措法施行規則が改正されたことを踏まえ、当計量方式を託送供給等約款の供給条件に追加いたしました。

※ 低圧で受電し、「FIT制度に基づく発電設備」と「その他の発電設備」の出力がそれぞれ 10kW 未満のものが対象。

(2017年12月「第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会」資料4抜粋)

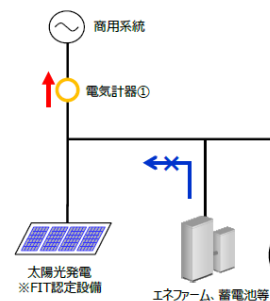
FIT／非FIT認定設備が併存する場合の逆潮流の扱い

6

- 現在、**一需要家内にFIT認定設備と非FIT認定設備が併存**する場合には、FIT制度に基づく買取量（逆潮流量）を正確に計量するため、**非FIT認定設備からの逆潮流は禁止**されている（FIT法施行規則第5条第2項第5号ロ）。
- これにより、下図で示すようなケースで逆潮流できない事象が発生する。
 - ① FIT認定設備と非FIT認定設備が併存するケース
 - ② 按分計量を行っているFIT認定設備の一部が非FIT化するケース（2019年以降）
- こうした場合に非FIT認定設備からの逆潮流を可能とするため、FIT電源の電気と非FIT電源の電気を区分する計量方法の整理を行う必要がある。

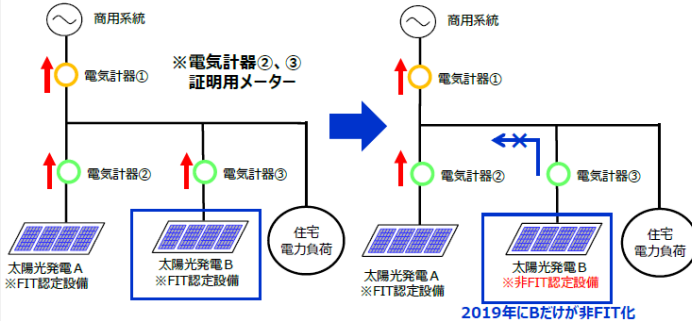
【①太陽光+エネファームの例】

※現状、エネファームからの逆潮流は禁止



【②按分計量を行っている太陽光（FIT）の例】（2019年以降）

※現状の整理に従うと、太陽光（非FIT）からの逆潮流は禁止

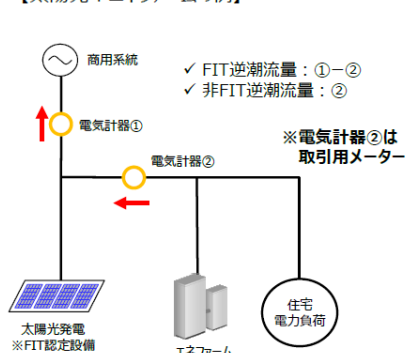


FIT／非FIT認定設備が併存する場合の逆潮流の計量方法（差分計量）

7

- 実証の結果、下図の計量・演算（差分計量）により、FIT電源からの逆潮流量と非FIT電源からの逆潮流量をそれぞれ計量することが技術的に可能であることが確認された。
- このため、FIT認定設備からの逆潮流については送配電事業者又は小売電気事業者が、非FIT認定設備（エネファームやFIT買取期間終了後の太陽光等）からの逆潮流については需要家との相対契約に基づき小売電気事業者やアグリゲーターが買い取る場合において、**差分計量を適用することを前提に、非FIT電源からの逆潮流を解禁**することとしてはどうか。

【太陽光+エネファームの例】



【太陽光（FIT認定）+太陽光（非FIT認定）の例】

※2019年以降発生

